

感染症への対応について

山岳科学センター
令和5年5月24日制定

1. 施設利用における感染症への対応にあたっては、各種法令並びに本学が定める指針に則して、菅平高原実験所、八ヶ岳演習林、井川演習林および筑波実験林（以下「各ステーション」という。）が施設及び周辺地域の状況に応じて実施する。
2. 各ステーションにおいて、危険性の高い感染症感染者が発生した場合の退去、療養等に係る対応については、原則として感染者本人の責任において実施させることとする。
3. 感染症に関して、山岳科学センター及び各ステーション間で情報・認識の共有・更新を図ることとし、感染拡大への対応が必要な場合や、個別対応が必要な場合は、各ステーション長が施設利用の可否を判断するものとする。
4. この決定により難しい場合は、山岳科学センター長が判断するものとする。

附 記

この決定は、令和5年5月24日から実施する。